

3施設と区役所（保健福祉センター）の関係性（相談機能を中心に）

区分	関係性	イメージ図
現 行	<p>1 区役所</p> <p>(1) 市民からの一般的な相談窓口は、区役所が担ってきている。（他、地域生活支援センター、福祉サービス事業者も一般的な相談窓口を担っている。）</p> <p>(2) 平成29年5月の区役所組織改正において、福祉部、保健部の垣根を取り払い、保健福祉センターとして新たに位置付け、市民からわかりやすい6つの窓口（「子どもはぐくみ室」、「障害保健福祉課」、「健康長寿推進課」、「生活福祉課」、「保険年金課」、「医療衛生コーナー」）に再編した。</p> <p>障害保健福祉課と子どもはぐくみ室は可能な限りレイアウトを近接し、連携、一体的な支援が実施できるようにしている。</p> <p>(3) これまでの福祉部、保健部の機能の維持向上を図り、地域に根ざした取組を推進する。</p> <p>(4) 更に「虐待」「ひきこもり」をはじめ、複合的な課題にも連携し対処する。</p> <p>(5) また、子育て支援などの取組を、地域のまちづくりと一体となって進め、地域保健、地域福祉の充実を図っていく。</p> <p>2 3施設</p> <p>(1) 医師、専門職等による高度な専門的支援を行う機関として、手帳交付や施策適用のための診察、判定、被虐待児等の保護等を行っている。</p> <p>(2) 主として次のような専門的な相談を受けている。</p> <p>ア 地域リハビリテーション推進センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・からだの動きに障害のある方の専門相談、高次脳機能障害者支援等 <p>イ こころの健康増進センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者の福祉に関する複雑又は困難な相談等 <p>ウ 児童福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達の遅れや偏り、虐待、非行及び養護等に係る相談等 	<p>イメージ図</p> <p>(注)障害者総合支援法に基づき「障害福祉サービス」(居宅介護、生活介護、就労移行支援、相談支援等)、児童福祉法に基づき「障害児支援」(児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援等)を提供する事業所</p> <p>※総合的対応が必要なひきこもりの問題については、ひきこもり地域支援センター(子ども・若者総合相談窓口及び京都市こころの健康増進センター)と保健福祉センターの各所属が連携し、状況にあった適切な支援につなげる。</p> <p>(注)及び※は下図においても同じ</p>
一 体 化 後	<p>1 区役所</p> <p>上記1を引き続き実施するとともに、積極的なアウトリーチによって、地域課題を的確かつ早期に発見し、個別支援の強化と地域の支援力向上を図り、地域のまちづくりと一体となって地域保健、地域福祉の充実を図っていく。</p> <p>2 新施設（3施設一体化後の施設）</p> <p>上記2を引き続き実施するとともに、3施設の連携により、次を充実する。</p> <p>ア 区役所への専門的観点からのバックアップ（市民に身近な区役所において、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、仕組づくり、専門的支援、人材育成等を図る。）</p> <p>イ 地域の支援力向上をサポート（障害福祉サービス事業所等における、専門性や支援のノウハウを蓄積する能力の高い人材育成等を図る。）</p> <p>ウ 一体的に保健、医療、福祉、教育、雇用などの関係機関と連携し、総合的な支援ネットワークを構築するため、連携の仕組みを検討する。</p> <p>これにより、3障害と児童の課題に総合的に対応し、「重複障害」や「はざま」への適切な対応、児童虐待の背景にある保護者の課題等、複合的支援を図っていく。</p> <p>※1と2の連携の強化により、市民、利用者、家族等のニーズや課題に早期に気付き、必要な支援策につなぎ、地域や関係機関と共に支える切れ目のない支援を行う。また、1と2の機能については、市民ニーズ、制度の動向、民間サービスの充足状況を随時点検し、役割分担も含め充実、見直しを行う。</p>	<p>イメージ図</p> <p>連携の仕組みを検討</p> <p>地域の支援力向上をサポート</p> <p>各民間支援機関</p> <p>専門的観点からのバックアップ</p> <p>近接配置で連携し、一体的な支援を実施</p> <p>サービス利用申請・支給決定</p> <p>サービス利用契約</p> <p>一般相談</p> <p>専門相談</p>